**債権譲渡契約書**

譲渡人XXX株式会社（以下「甲」という。）、譲受人YYY（以下「乙」という。）は、以下のとおり債権譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. （債権の譲渡）

　甲は、乙に対し、甲と株式会社ZZZ（以下「丙」という。）の●年●月●日付金銭消費貸借契約に基づく下記の貸付金元本債権及び利息債権（以下「譲渡債権」という。）を次条以下に定める約定で代金●万円をもって譲渡し、乙はこれを譲り受けてその代金を支払い、譲渡債権証書の引渡しを受けた。

記

貸付日 ●年●月●日

既貸付額 ●万円

残元本額 ●万円

弁済期 ●年●月●日

利　　息 年●パーセント

1. （債権譲渡の通知等）
2. 甲は、丙に対し、遅滞なく債権譲渡の通知をし、又は丙の承諾を得なければならない。
3. 前項の通知又は承諾は、確定日付ある証書をもってしなければならない。
4. 甲は、乙の権利行使を妨げる行為をしてはならない。また、甲は、乙が譲渡債権の保全又は行使につき甲の協力を必要とするため甲に協力を要請したときは、直ちに乙に協力するものとする。
5. （保証）
6. 甲は、乙に対し、譲渡債権につき、相殺その他丙が甲に対抗することができる何らの事由もないことを保証し、かつ第１条記載の譲渡代金の限度において丙の資力を担保する。
7. 丙が譲渡債権につき、乙に弁済しないときは、甲が乙に対して弁済する。
8. （解除）
9. 丙が第２条記載の通知を受けるまでに甲に対して生じた事由をもって乙に対抗した場合には、乙は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。
10. 前項に基づき乙が本契約を解除した場合には、乙は、譲渡債権を甲に対し譲渡する手続をなすとともに、甲は、第１条記載の譲渡代金に対し、本契約成立の日から弁済に至るまで年●％の割合による利息（ただし１年３６５日の日割計算）を付して乙に返還しなければならない。
11. （反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、次の各号について表明し保証する。

1. 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
2. 反社会的勢力と次の関係を有していないこと
3. 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
5. 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称のいかんを問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
6. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと
7. 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと

①　暴力的な要求行為

②　法的な責任を超えた不当な要求行為

③　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④　風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

⑤　その他前各号に準ずる行為

２　甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

1. 前項１号乃至３号の表明保証に反する表明をしたことが判明した場合
2. 前項４号の表明保証に反して契約をしたことが判明した場合
3. 前項５号の表明保証に反した行為をした場合

３　前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対して、相手方の被った損害を賠償するものとする。

４　第２項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わない。

1. （準拠法及び管轄裁判所）
2. 本契約は、日本法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとする。
3. 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
4. （誠実協議）

　本契約に定められていない事項又は解釈上疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙誠意をもって協議決定する。

本契約の成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙丙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

 所在地 ○○○○

　　　　甲 会社名 XXX株式会社

 代表者氏名 ●●●●

 住所 ○○○○

　　　　乙

 氏名 YYY